

大牟田市建設工事等に係る業者の指名停止等の措置について

指名停止措置

1) 業者名

球設計協同組合
大牟田市桜町36

2) 事実概要

大牟田市が発注した「大牟田市天領小学校受変電設備嵩上工事に伴う実施設計業務委託」において、履行期間内に成果物を完成させることができず、また、成果物の完成が見込めない状態となったため、令和5年11月15日に契約解除を行なった。

3) 大牟田市の措置

ア) 指名停止措置理由

当該業者が、正当な理由がなく、市発注業務委託の落札者でありながら、履行期間内に成果物を完成させることができず、また、成果物の完成が見込めない状態となり、当該業務委託契約を履行しなかったことは、大牟田市指名停止等措置要綱別表第3第4号に該当するので指名停止措置を行うもの。

イ) 指名停止措置期間

指名停止措置期間 令和5年12月11日～令和6年6月10日

○大牟田市指名停止等措置要綱 別表第3（契約不履行等に基づく措置基準）

措 置 要 件	期 間
4 建設業者の代表役員等又は一般役員等が、正当な理由がなく、市発注工事等の落札者でありながら契約を締結せず、又は第1号に掲げる場合のほか、市発注工事等の請負契約を履行しなかったとき。	当該認定をした日から6月以上12月以内